

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政治資金課

1. 概要

目次を付し、枝番号を解消するなど規則全体の体裁を整えるとともに、これまでの運用実態を踏まえ、「政治資金等申請・届出オンラインシステム」の更新に併せ、文言の明確化、様式の明確化を図るもの。

2. 主な改正内容

- (1) 法第18条の2第1項の規定により政治団体とみなされる者に係る政治団体台帳について、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から5年間保存するものとする。 (第5条第4項関係)
- (2) 法第12条第2項の規定により提出する領収書等又は振込明細書の写しは、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格 A 列四番の用紙に複写したものとする。 (第9条第4項関係)
- (3) 少額領収書等の写しの提出期間の延長について、30日を超える延長が必要な場合の要件、延長期間及び手続きを明確にすること。 (第19条及び第20条関係)
- (4) 政治団体が提出又は届出する書類に添付する書類のうち当該政治団体以外の者が作成するものについて、電磁的記録により作成することができるようにすること。 (第40条及び第41条関係)
- (5) 政治資金団体の指定の取消しの届出、資金管理団体の指定の取消し等の届出について、新たに様式を定めること。 (別記第10号様式、第24号様式及び第25号様式関係)
- (6) 目次を付し、枝番号の解消を図るなど規則の体裁を整えるとともに、文言等の整理を行うこと。

3. 施行期日

原則として平成27年7月1日（新「政治資金等申請・届出オンラインシステム」の運用開始日）から施行

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

(資料 1 - 2 に関連する条文を抜粋)

○政治資金規正法施行規則 (昭和五十年自治省令第十七号) 抄 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(登録政治資金監査人名簿の登録事項)</u></p> <p><u>第二十五条</u> 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 本籍</p> <p>二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者である旨</p> <p>三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。）の所在地</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 勤務する事務所の名称及びその所在地</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、<u>政治資金適正化委員会が定める事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(登録政治資金監査人名簿の様式等)</u></p> <p><u>第二十六条</u> 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。</p> <p>2 _____法第十九条の十九第三項の規定による調製は、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）<u>を操作することにより行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(登録事項)</u></p> <p><u>第十四条の三</u> 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 本籍</p> <p>二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する旨</p> <p>三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。）の所在地</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 勤務する事務所の名称及びその所在地</p> <p>四 前各号に掲げる事項のほか<u>政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(登録政治資金監査人名簿)</u></p> <p><u>第十四条の四</u> 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式による。</p> <p>2 <u>政治資金適正化委員会は、法第十九条の十九第三項の規定により登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）の操作によるものとする。</u></p>

(登録政治資金監査人に係る登録申請書)

第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- 一 戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。）
- 二 住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）
- 三 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- 四 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面

2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

第二十九条 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監

(登録の申請)

第十四条の五 法第十九条の二十第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類等（官公署が証明する書類等の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 申請者の写真（撮影後三月以内のものに限る。）
- 二 戸籍抄本
- 三 住民票の写し
- 四 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
- 五 前各号に掲げる書類等のほか政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの

2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式による。

(登録政治資金監査人証票の再交付等の手続)

第十四条の七 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監

査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

- 3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(登録政治資金監査人に係る変更登録の申請)

第三十条 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録政治資金監査人に係る登録の抹消に関する申請等)

第三十一条 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。

- 2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

- 3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(変更登録の申請)

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録の抹消に関する申請等)

第十四条の九 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。

- 2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。